

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
1 2 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 5 年 1 2 月 1 5 日(金) 午後 1 時 4 0 分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2 階会議室

1 . 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	1 1	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	1 2	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	欠	1 3	若 杉 裕 二	欠
4	原 田 佳 典	出	1 4	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	1 5	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	1 6	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	1 7	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	1 8	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	1 9	二 谷 純 市	出
1 0	森 秋 夫	出			

2 . 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐藤 定男

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3 . 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

農地集積課

主 事 増田 涼

イノベ政策課

係 長 吉田 正憲

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 50 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 51 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 52 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 6	報告第 53 号	違反転用事案の報告について
日程第 7	議案第 140 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議案第 154 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 9	議案第 141 号	南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 10	議案第 142 号	農地法第 3 条の規定による許可申請の取下願出について
日程第 11	議案第 143 号	農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
日程第 12	議案第 144 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 13	議案第 145 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 14	議案第 146 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 147 号	農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 16	議案第 148 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 17	議案第 149 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転等の許可申請について（県許可分）
日程第 18	議案第 150 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 19	議案第 151 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 20	議案第 152 号	現況確認証明申請について
日程第 21	議案第 153 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和５年１２月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は３番委員、１３番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１０番委員、１１番委員、１２番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。１１月１７日、新潟県新発田市農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員合わせて３０名が本市を訪れ、視察研修を行いました。農地集積課職員から震災後の営農再開についての説明を受け、また小高区の農業法人を現地訪問して、ブロッコリーの栽培状況と安定した生産体制の先進的な取り組みを視察されました。１２月５日、本市で開催されました県相双農林事務所管内農業委員会第２回研修会に、私と農地利用最適化推進員１名、事務局職員１名の計３名で出席いたしました。研修では、営農型太陽光発電の現地調査の結果と指導状況の報告や、タブレット端末の活用事例等の農地利用促進の動向について、説明を受けたところです。以上で諸般の報告といたします。

議 長 次に、議事の順番を変更しまして、日程第１３、議案第１４５号「農地法第３条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１４５号についてご説明いたします。議案書の３９ページから４１ページになります。申請番号２番から７番について、詳細は記載のとおりです。補足としまして、申請番号２番及び３番については、議案第１４５号申請番号２番及び３番及び議案第１５１号申請番号１３番関連の案件です。

続きまして、申請番号４番及び５番については、令和５年１１月定例総会の継続審議案件です。１１月定例総会で質問がありました件についてご説明いたします。先ず、３条の資格要件については、みらい農業学校の案件は３条許可基準の例外にあたります。例外の内容として、耕作等の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことができない試験研究または農事指導のために行われる場合です。また、３条資格要件で解除条件付きの賃貸借をする一般法人が、耕作目的で農地の権利を取得しようとする場合、一般法人でも権利の設定が認められていま

す。今回の申請法人は一般法人に該当し、契約書に解除条件付きの項目があります。解除条件の記載内容は、目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借契約を解除するという文言があります。このことから、３条の資格要件を満たしていると判断しています。

次に、みらい農業学校の市と事業者との関係性について、現在事業者は市の事業の委託先として、農業研修機関の開設準備委託事業において、連携してカリキュラム作成や受講生の確保等を進めています。市と事業者は、農業人材育成に係る連携協定を締結しており、新年度においても引き続き連携をしながら、農業人材育成の取り組みを進めていく予定です。

次に、運営の主体について、運営主体は市になります。１５名程度の受講者で運営していけるのかということについて、運営費は受講者の数にかかわらず、市の委託費で賄うことで検討しています。なお、旧鳩原幼稚園を改修して、校舎として活用しますが、施設の維持管理費は市が負担する方向で調整中です。

次に、みらい農業学校が学校法人なのか私法人なのかについては、みらい農業学校は学校法人ではなく、市が実施する農業人材育成事業の名称です。

次に、他市町村でも同様の事業を行っているのかについて、兵庫県丹波市の「^{みのり}農の学校」は、類似の仕組みになりますが、丹波市が運営主体となり、指定管理制度を事業者が受託し、学校の運営や受講生の募集等を行っています。

次に、各種検定の内容については、現時点では日本農業技術検定２級３級、農業簿記検定２級３級を予定しています。以上、１１月定例総会での質問の回答になります。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

１１番委員 市として、みらい農業学校の設立にあたり、どの程度の予算を組んでいるのか。また、年間運営にどのくらいの費用がかかるのか教えていただきたい。

イノベ こちらは令和３年度から検討開始しまして、現在まで計２億５，５４９万円の予算となっております。旧鳩原幼稚園の改修が大きなところであり、１億３，６００万円でございます。併せて国県市等の財源等を活用しておりますので、この２億５，０００万円のうち７５．３％は国県の補助等が該当になると考えております。今後の運営の年間予算につきましては、現在、新年度予算の調整中でございます。おおよそ、年間３，０００万円から４，０００万円程度と考えておりま

す。以上です。

11番委員 年間の予算で15人のために3,000万円から4,000万円がかかりますが、南相馬市の農業の人材育成、やってみないと分からないと思いますが、やっていけるのか少し不思議に思います。

イノベ 費用は3,000万円から4,000万円でございます。一方、二つ大きなねらいがございます。基本は農業者を増やしていくこと、もう1点は南相馬市への移住者を増やしていくところでございます。移住に係る部分ですと、総務省の1人当たりの年間支出額では、単身世帯でおおよそ186万円の支出がございます。一方で、農業産出額という数字もございます。こちら、令和2年度の実績で農業者1人あたり300万円程度の農業産出を生むとの数字もございます。消費支出と後は税金とコミュニティの醸成等、加えて耕作放棄地の拡大の抑制等、様々なメリットの部分もありますので、いわゆる費用対効果の部分でもかなりメリットがあるものと考えております。

14番委員 市が、数ある候補者の中からこの事業者を選定した理由について教えてください。

イノベ 農業学校の開校を検討するにあたり、全国で農業学校の運営実績のある企業は数社しかありません。その中でも実績のある事業者を選んだところでございます。

18番委員 3条の適用が例外というご説明がありましたが、この事業者は一般企業です。適用除外であれば、3条申請する必要がないとも思えるのですが、その辺りの関係はどうなのでしょう。

事務局 あくまでも例外で許可ができるということでありますので、3条の申請がないと農地を借りることができません。

2番委員 みらい農業学校の概要の確認なのですが、市内の農業者の増加に繋げる目的があるとの話を伺いました。この出口の具体的なフォローの仕方、斡旋の仕方というのを、どのような形で考えているのかご説明をお願いします。

イノベ 雇用就農という学校の特徴を持たせます。1年間様々な学びをするのですが、その中でマッチング機能というものを持たせていきたいと思っています。出口の部分については、地域の農業法人等と連携させていただき、アルバイトやインターン等の形で連携を考えています。現在、市内の農業法人に色々とヒアリングを

しているのですが、法人に入ったはいいいけれど辞めてしまう、農業が全く分からないでうちの会社に来たという話も結構聞きます。1年間きちんとある程度のレベルまで育てた受講生を市内の農業法人に提供していくと離職も少なく、今後ずっと農業を続けていただけると、そういったイメージでスキームを考えております。

2 番委員 先ほどのマッチングの話と雇用就農についてです。私の息子が県の農業短大の方に今通っておりますが、今年の農業短期大学の卒業生の約6割は雇用就農のようです。独立自営で始める生徒はいません。2年後に独立自営でやる方向だと、色々障害があるようで、国の次世代の農業者育成事業は色々補助金があるようですが、その利活用をうまく進めていくようにしていかないと、独立開業するとなった場合は、結構資金が必要になってくると思います。その案内や教育等、経営面の指導もしていかなくちゃいけないのかなと思いますが、いかがですか。

イノベ
政策課 県の農業短期大学の出口として、雇用就農も考えているというのは伺っておりますが、そのカリキュラムのマッチングがうまくなされていないとお聞きしています。2年間で独立するというスキームですが、今現時点で農業をされている方は、基本皆さんプロフェッショナルだと思います。その中で新規就農者が、いきなり田や畑を借りて農業をやるというのは、非常にリスクが高いと考えております。そのため、次世代投資資金150万円という農業学校で学んだ後に就農した場合に使える資金がございます。こちら150万円の資金を上手く活用しながら就農していただきたいと考えております。

2 番委員 そういったフォローがありますと、就農を考えている人には資金面の心配がなく利用できるのかなと思いますので、もっと顕著に案内していくべきかと思います。

イノベ
政策課 ご指摘のとおり、サポートが非常に大事だと思っております。資金面だけでなく、小高区の住宅、紅梅団地や万ヶ迫団地等、離職、転職して来られる移住を対象とした住宅に月額1万7,500円で入居できます。二階建ての一軒家に入居できますので、入学希望される方に活用いただき、南相馬の住んでいただくという形の支援制度を考えております。

15 番委員 学校の代表者と講師、何名くらいで運営していくのか。どういう人たちを講師として招いているのかお聞きします。

イノベ 政策課 先ず、地元の農業をしっかり学んでもらわなければいけないので、県の農業振興普及部のOBで相双地方の農業に精通した方を、新年度からの学校の講師としてお願いする方向で考えております。また、最近のトレンドや農業界の大きな流れ等、そういった学びも必要でございます。この事業者は農業にコネクションのある会社でございますので、上手く講師を派遣してもらいながら、地元の学びと最新の学び、これからの学び等も学んでいただくといったスキームで考えております。

議 長 そのほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第3、報告第50号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第15号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第50号専決第15号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、案件1件につき調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第51号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の14番委員からの報告を求めます。

14番委員 報告第51号についてご説明いたします。議案書の4ページになります。去る12月6日午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社1名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議の内容ですが、公社側から田について10アールあたり40万円で

価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費含め、１３０万９，２８７円となりました。なお、この案件は、議案第１４０号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よりしくお願いしたいと思います。以上、ご報告いたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、報告第５２号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第５２号についてご説明いたします。議案書の５ページから６ページになります。今回６件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第６、報告第５３号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第５３号についてご説明をいたします。議案書の７ページから１０ページ、整理番号１番から８番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日は記載のとおりです。まず、整理番号１番ですが、約４０年以上前に自己所有地への進入通路として整備し使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号２番ですが、平成２６年頃に土地を取得して、住宅、車庫、農業用倉庫を建築しましたが、住宅の大きさが当初の予定よりも大きくなってしまったことから、申請地の一部を借り受け、自家用車両の通路として現在まで使用しております。また、毎年導入してきた農業機械の台数が増加したことに

に伴い、農業機械置場が不足したことから、農業機械置場等として使用をしております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号3番ですが、40数年前に隣家との境界線に共同で設置した土留め及び排水施設の一部が畑に越境していることが判明しました。今回、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号4番ですが、令和5年10月に息子が自宅の隣に住宅を建築する計画を立てました。父の代から堆肥舎として使用していた土地のため、農地であることに気がつかず、堆肥舎を解体した後に砂利を敷き、造成をしてしまいました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号5番ですが、昭和57年に住宅を増築した際に、増築部分が農地に越境してしまいました。車庫兼物置は住宅と同じ頃に建築をしましたが、平成3年に建て替えを行いました。今回、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号6番ですが、平成16年頃に土地所有者の父が代表を務めていた会社の資材置場として使用しておりました。その後、違反者が近くに事務所を設け、大型重機置場として使用をしております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号7番ですが、令和5年1月12日に転用許可を得ましたが、敷地内に碎石があり、作付けの影響を考慮し、営農型太陽光のパネルのレイアウト変更いたしました。転用面積に変更はありませんでしたが、パネルの位置を変更したことにより、違反転用状態になってしまったものです。

続きまして、整理番号8番ですが、令和4年10月7日に営農型太陽光発電の転用許可を得ましたが、敷地内の一部が荒れており、造成が困難な部分があったため、その箇所を避ける形で、パネルのレイアウトを変更しました。転用面積に変更はありませんでしたが、パネルの位置を変更したことにより、違反転用状態になってしまったものです。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

11番委員 12番と私とで現地確認をしたのですが、パネルのレイアウトについて、前の図面と照らし合わせないと、どこが違反転用なのかが分かりません。今回、太陽光の業者から説明いただきましたが、申請時の図面上は2列になっていますが、許可後にパネルを4列に動かした状態になっています。同じ土地の中で、動かしただけで違反になるのは少し不思議に思いました。

事務局 営農型太陽光発電設備に関しましては、パネルの支柱部分の面積について転用

許可を出しております。支柱を建てた場所について許可を出しておりますので、その杭の位置がずれるということは、元々建てる予定だったところに建てていないため、違反転用状態であるという認識でよろしいかと思います。

11番委員 確かに太陽光の支柱の位置が変わりましたが、その程度で違反になるというのが疑問です。

事務局 面積の変更はないのですが、転用の場所が変更になったことに対する違反になります。これにつきましては、福島県の相双農林事務所企画部指導調整課の方にも判断を仰いでおりまして、そちらと調整をしまして、違反の是正ということとで申請を求めたという形になっております。

議長 違反の是正ということになります。11番委員よろしいですか。

11番委員 はい、分かりました。

議長 そのほか、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第7、議案第140号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、利用権設定関係の整理番号1番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、14番委員にはこの間退席をお願いします。暫時休議します。

（休議）

議長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第140号利用権設定関係の整理番号1番についてご説明いたします。議案書の13ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 1 4 0 号利用権設定関係の整理番号 1 番につきまして説明をいたします。議案書の 1 3 ページになります。今回の議案につきましては、原町一般地区における相対での利用権の契約となっております。賃借料につきましては、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
1 4 番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。

議 長 続きまして、利用権設定関係の整理番号 3 7 番を審議いたします。それでは、農業委員会法第 3 1 条の規定により、8 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 1 4 0 号利用権設定関係の整理番号 3 7 番についてご説明いたします。当日配布議案書の 1 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 1 4 0 号利用権設定関係の整理番号 3 7 番につきまして説明をいたします。当日配布議案書の 1 ページになります。今回の利用権設定につきましては、

圃場整備及び担い手の利用調整となっております。詳細については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
8 番委員の復席を許します。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。

議 長 続きまして、議案第 1 4 0 号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全てについて事務局から説明を求めます。

事務局 議案第 1 4 0 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 1 2 ページから 1 6 ページ及び当日配布議案書の 1 ページから 4 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 1 4 0 号の残り全てにつきまして説明をいたします。議案書の 1 2 ページから 1 6 ページ及び当日配布議案書の 1 ページから 4 ページになります。所有権移転が 1 件、利用権設定が先ほどの議案を含めまして 6 7 件となります。所有権移転については、報告第 5 1 号に関連する内容となっております。なお、所有権移転の対価については、所有権移転調整会議において決定し、賃料については、双方合意の上で決定しております。利用権設定につきましては、圃場整備及び担い手の利用調整となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 1 5 4 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 1 5 4 号についてご説明いたします。議案書の 1 7 ページから 1 8 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 1 7 条の 2 8 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 1 5 4 号について説明いたします。議案書の 1 7 ページから 1 8 ページになります。この議案につきましては、各地区の圃場整備地区において、農地と担い手の調整を行ったことから、提案するものとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 1 4 1 号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 1 4 1 号についてご説明いたします。議案書の 1 9 ページから 3 2 ページになります。市が農業振興地域整備計画を変更するにあたりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 1 4 1 号について説明いたします。議案書の 1 9 ページから 3 2 ページになります。現地案内図については別冊となっておりますので、ご参照のほどお願いいたします。今回、変更申出が提出された内訳につきましては、農用地区域からの除外申請が 9 件あります。農用地区域からの除外申出の内訳でございますが、小高区が 5 件、原町区が 4 件となっております。個別事業計画の内訳になりますが、こちらは議案書 2 2 ページの記載のとおりとなっております。これらの変更申出の内容につきましては、農用地区域の除外要件をもとに、当該整備計画を変更することとしたところでございます。なお、内容の詳細につきましては、記載のとおりになっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 0、議案第 1 4 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取下願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 1 4 2 号についてご説明いたします。議案書の 3 3 ページになります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。1 0 月 2 4 日付けで申請し 1 1 月定例総会において継続審議となっている案件について、許可申請の取下願出が 1 件あります。取下げをする理由ですが、申請地の一部に倉庫を建築することから、貸借する面積が減少するため、許可申請の取下げをするものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 1 4 3 号「農地法第 3 条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 1 4 3 号についてご説明いたします。議案書の 3 4 ページから 3 5 ペー

ジになります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。3条許可となった案件の取消願出が3件あります。申請番号1番及び2番については、営農型太陽光発電設備を設置するための転用許可を得ましたが、太陽光パネルを設置するに当たり、隣地地権者の了承を得られなかったことから、許可の取消しをするものです。議案第142号申請番号1番及び2番、議案第147号申請番号3番関連の案件です。

続きまして、申請番号3番については、息子に生前贈与するために、令和5年11月に許可を得ましたが、事業者に出す農地も誤って申請し許可を得てしまいました。事業者に出す農地のみ、許可の取消しをするものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

14番委員 確認なのですが、申請番号1番2番で取消しの理由が隣接地権者の了解を得られなかったとのことですが、申請する前に隣接地権者の了解は必要ではないのですか。

事務局 隣接地権者は、すぐ近くに住んでいる方になります。その方が、説明を受けていないということで、お話があったということを聞いております。

事務局 100メートル以内の住民の方への説明は義務づけられております。その説明を終えて、市の方から同意書をもらうことになって、令和4年11月までに揃いましたので、一旦許可をいたしました。中には、説明を受けた後で納得されない方もおられるということで、実は最近になって相次いでおります。本当に説明したのか、理解を得られているのかということは、業者と市の認識とでズレがあるのでないかということも耳にはしています。今回の案件も、説明をしたはずですが、まとめられていなかったようです。そういうことで、取消しまで繋がったということです。

14番委員 今のお話は、書類が実態と合っていなかったという話に聞こえるのですが、要するに同意をしていない方が、理解をしないまま同意をしてしまったが、よく考えたら同意していなかったということでしょうか。そもそも、きちんとした同意をとるべきだったのに、きちんとした同意をとっていなかったということなのでしょうか。

事務局 同意ではなく説明会の実施ということになっております。同意とはやや異なる部分があるということです。

12番委員 この案件についてですが、当初、現地確認をしておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。まず、取消しすることは承知しておりました。この隣地は、長男が大きく土地を持っています。そして、次男が少し土地を持っています。その次男は100メートル以内に住んでおります。次男が反対したようです。それで、どうしようもなく、取消しをするという状況であります。ですから、大きく土地を持っている隣接者の長男には理解いただいたが、小さく土地を持っている次男が反対したということでもありますので、当初間違った申請をしたということにはならないのかなと思っております。是非、ご理解を賜ればなと思い報告をさせていただきます。以上です。

18番委員 確認をさせていただきたいのですが、太陽光発電の位置から周囲100メートルの地権者に対して、市の条例では説明だけすればいいのか、それとも説明し同意をとらなくてはいけないのか。どのような形になっているのでしょうか。今までの議論を伺いますと、少し曖昧になっているように聞こえたのですが、その説明と同意は、市の条例上どのような形になっているのか、ご説明をお願いいたします。

議 長 暫時休議します。

(休 議)

議 長 再開します。

議 長 次月の定例総会時に、きちんと説明をお願いしたいと思います。

議 長 そのほか、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第144号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第144号についてご説明いたします。議案書の36ページから38ページになります。詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 4、議案第 1 4 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 4 6 号についてご説明をいたします。議案書の 4 2 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番につきましては、報告第 5 3 号整理番号 1 番の関連であり、違反転用の追認許可を受けるものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 1 4 6 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。この議案は報告第 5 3 号整理番号 1 番の関連案件であります。現地案内図は 1 ページです。約 4 0 年以上前より自己所有地への進入通路として整備し使用している。この度、土地調査をしたところ、農地であることが判明し、引き続き使用するため、無断転用であることから、追認を受けるための許可申請になります。去る 1 2 月 9 日午後 1 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号 2 番について、8 番委員。

8 番委員 議案第 1 4 6 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページになります。去る 1 2 月 9 日午前 1 1 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士

からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 147 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 147 号についてご説明いたします。議案書の 43 ページから 45 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。営農型太陽光発電設備を設置する目的で転用許可を受けましたが、太陽光パネルを設置するにあたり、敷地内に碎石があり、作付けへの影響を考慮し、レイアウトを変更しました。許可後にパネルの配置が変更になったことから、転用許可を取消すものになります。

 次に、申請番号 2 番について、こちらも営農型発電設備を設置する目的で転用許可を受けておりましたが、太陽光パネルを設置するにあたり、敷地内の一部が荒れており、造成が困難な部分があったため、その箇所を避ける形でレイアウトを変更しました。許可後にパネルの配置が変更になったことから、転用許可を取消すものであります。

 次に、申請番号 3 番について、こちらも営農型発電設備の設置をする目的で転用許可を受けましたが、近隣地権者からの反対により、事業継続が困難と判断したことから、転用許可の取消しをするものであります。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 148 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の

許可申請について(市許可分)」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号2番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、2番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第148号申請番号2番についてご説明いたします。議案書の46ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第53号整理番号3番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 議案第148号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。報告第53号整理番号3番関連の案件になります。現地案内図は4ページになります。去る12月9日午前9時頃より、譲渡人立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
2番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 続きまして、議案第148号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」の残り全てについて事務局から説明を求めます。

事務局 議案第148号の残り全てについてご説明いたします。議案書の46ページから47ページ、申請番号1番及び3番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第53号整理番号2番の追認を得るための案件です。

次に、申請番号3番については、報告第53号整理番号4番の追認を得るための案件です。

次に、申請番号4番については、報告第53号整理番号5番の追認を得るための案件です。

次に、申請番号6番については、報告第53号整理番号6番の追認を得るための案件となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、2番委員。

2番委員 議案第148号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページとなります。申請内容については記載のとおりです。なお、この案件は報告第53号整理番号2番の関連案件となっております。去る12月9日午前10時頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長 次に、申請番号3番、4番について、14番委員。

14番委員 議案第148号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。本案件は先ほど事務局の説明のとおり、報告第53号整理番号4番の関連で、追認を求められている案件でございます。現地調査は去る12月12日午後2時頃より、申請人の代理人立ち会いのもとに行いました。調査の項目に基づき、代理人からの聞き取り、また現地の状況等の調査をいたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断してまいりました。

続きまして、申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。本案件は先ほどと同様に、追認を求められている案件でございます。現地調査は去る12月12日午後1時30分頃より、申請人の代理人立ち会いのもとに行いました。調査の項目に基づき、代理人からの聞き取り、また現地の状況等の調査をいたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断してまいりました。以上2件についてご報告いたします。

議 長 次に、申請番号 5 番について、現地調査委員の 3 番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第 1 4 8 号申請番号 5 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 7 ページになります。去る 1 2 月 1 3 日午後 1 時 3 0 分頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 6 番について、1 5 番委員。

1 5 番委員 議案第 1 4 8 号申請番号 6 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 8 ページになります。申請内容は記載のとおりです。この案件は報告第 5 3 号整理番号 6 番の関連案件です。去る 1 2 月 1 1 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 7、議案第 1 4 9 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 4 9 号についてご説明いたします。議案書の 4 8 ページから 5 0 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号 1 番から 5 番については、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。それぞれの案件について、所有権移転と地上権設定等が合わさった案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号１番、５番について、１２番委員。

１２番委員 議案第１４９号申請番号１番及び５番についてですが、譲渡人・設定人が一部同一でございます。さらに、所在地は小字まで同一でございます。加えて、譲受人・被設定人が同一でありますので、この２件については一括で調査の報告を申し上げます。現地案内図は９ページのとおりです。野立型太陽光発電設備に係る転用案件でございます。去る１２月１１日午後２時５５分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、立会者からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。なお、近隣に数戸の住宅がありましたので、市の条例に基づく１００メートル以内の方々に同意をいただくことになっておりますので、そのことを再確認させていただきました。先ほど質問でありましたように、市の条例の同意が文書なのか、口頭なのかは私も明確ではないので、確認をさせていただいたことだけ報告をさせていただきます。同意をいただいたということでございますので、皆様のご審議をよろしく願いをいたします。以上でございます。

議 長 次に、申請番号２番、３番、４番について、１８番委員。

１８番委員 議案第１４９号申請番号２番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１０ページのとおりです。去る１２月１１日午後１時４５分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、当該地には雑木が繁茂しており、代理人行政書士に雑木の伐採撤去を指導いたしました。結果、雑木の伐採撤去が行われ、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。ただし、近隣１００メートル以内の住人から、私と代理人行政書士が現地調査を行っている間に、私たちの所に参りまして、ここに太陽光パネルを建てるのかと、私たちは一切そういう話を聞いていませんというような話がございました。そのため、一応市から書類は提出されていますという説明はいたしましたけれども、本人の理解はほど遠く、その辺については、先ほどの１２番委員の説明と同様の問題があると思っております。一応この件は、私ども農業委員が直接関わることでございませぬので、代理人行政書士の方から、市の担当部署に再確認をする旨をお願いし、現地調査を終えました。

続きまして、議案第１４９号申請番号３番について、現地調査の報告をいたし

ます。現地案内図は11ページのとおりです。去る12月11日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

続きまして、議案第149号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページのとおりです。去る12月11日午後2時10分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、当該地には雑木が繁茂しており、代理人行政書士に早期の伐採撤去を指導した結果、雑木の伐採撤去が行われたことから、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 18番委員にお聞きいたします。申請番号2番については、いかがいたしましょうか。

18番委員 私どもとしては、市の環境政策課からの書類が提出されているわけです。ですから、一応形の上では整っております。したがって、農業委員会として、形が整っている以上、否認することはふさわしくないのではないかと思います。ただ、今後もこの問題については継続してまいりますので、先ほど説明を求めましたように、市の許可基準を具体的かつ明確にする必要があるのではないかと思います。過去を振り返れば、ある会社が住民に説明をしたという形で、その会社で認印を捺して提出したという問題もございましたし、様々な問題が業者側にも発生しているという事態を考えれば、もう少しこの辺の手続を透明性のある、誰にでも分かるような形にする必要があるのではないかと考えております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

15番委員 太陽光に関してですが、市の方で許可がなされていると、農業委員会側が否定的でも、市の方に従ってくださいということを、私はこの前理解したのですが、その辺をはっきりしていただきたい。業者は実際、現地説明をしない、だけど許可が出ている。そういう状態が多いと思います。

事務局 先ず、市の条例の同意というもの、これについては許可ではなく、市長が同意するものになっております。市長が同意したものについて、農業委員会で必ず許可をしないといけない、市の許可と合わせないといけないというわけではござい

ません。農業委員会は、農地転用の立地基準、一般基準がございますので、それに合致しているかどうかをご判断いただければと思います。以上です。

15番委員 同意したら、許可と同じではないのですか。同意したのに、実施しないわけにはいかないのだから、市の同意さえもらってれば、あとはそのまま工事が始まるのではないのですか。だけど、業者は説明もされてない。後で聞いてみると、今工事が始まったのに聞いていないという人がいるわけですよ。許可を通したようなものだと思うのですが、どうなのでしょう。

事務局 先ず、手続上最初に出てくるのが、太陽光条例の方になります。こちらで同意のできないものについては、もちろんですが農業委員会の方でも許可をすることができません。条例の同意書が添付必要になっております。市で同意したものについて、今度は農業委員会の見地の方で、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていなければ、農業委員会で許可をすることはできません。事業者は事業を実施することできません。市の条例の方で同意を得ており、なおかつ農地であれば農業委員会の立地基準、一般基準に照らし合わせて、許可要件を満たしている、この2点をクリアして初めて、事業が実施できるという流れになると思います。以上です。

議長 市の同意がなければ進まないということです。

事務局 市の同意が出たから工事を始めて良いわけではないというのは、先ほどの通りでございますが、同意があるので農地上はどうか、周りの農地に影響があるのかどうか、その観点で見るのが農業委員会の役割です。以上です

議長 15番委員いかがですか。

15番委員 了解しました。

議長 その他、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第18、議案第150号「農地法第5条の規定による貸借権等設定

の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第150号についてご説明いたします。議案書の51ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、6番委員。

6番委員 議案第150号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。案内図は12ページになります。申請事由については申請書のとおりです。調査書の調査項目に基づき、行政書士から聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第19、議案第151号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第151号についてご説明いたします。議案書の52ページから55ページ、申請番号1番から10番及び12番から13番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号9番については、報告第53号整理番号7番の追認を得るための案件及び議案第147号申請番号1番関連の案件です。

続きまして、申請番号10番については、報告第53号整理番号8番の追認を得るための案件及び議案第147号申請番号2番関連の案件です。

続きまして、申請番号13番については、議案第145号申請番号2番及び3番関連の案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号1番、

3 番について、8 番委員。

8 番委員 議案第 1 5 1 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 3 ページになります。去る 1 2 月 9 日午後 3 時 3 0 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

続きまして、申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 5 ページになります。去る 1 2 月 9 日午後 3 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 1 5 1 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 4 ページとなります。去る 1 2 月 1 2 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。なお、問題になっている太陽光のことですので参考にお話いたしますが、現地の場所の 1 0 0 メートル以内に住宅地はなく、今回の場所の 5 0 メートル以内の場所にも別な太陽光パネルが設置されております。以上です。

議 長 次に、申請番号 4 番、5 番について、1 5 番委員。

1 5 番委員 議案第 1 5 1 号申請番号 4 番及び 5 番について、現地調査の報告をいたします。この場所は、道を挟んで隣接しておりますので、一括で報告をいたします。現地案内図は 1 6 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 2 月 1 1 日午後 3 時 3 0 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。以上 2 件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 6 番、7 番、8 番について、1 8 番委員。

18番委員 議案第151号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は17ページのとおりです。去る12月11日午前11時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

続きまして、議案第151号申請番号7番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は18ページのとおりです。去る12月11日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

続きまして、議案第151号申請番号8番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は19ページのとおりです。去る12月11日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、当該地には雑木が繁茂しており、代理人行政書士に雑木の伐採撤去を指導した結果、雑木の伐採撤去が行われたことから、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 次に、申請番号9番、10番について、現地調査委員を代表しまして、11番委員。

11番委員 議案第151号申請番号9番について、現地調査の報告をいたします。報告第53号整理番号7番及び議案第147号申請番号1番関連になります。現地案内図は20ページになります。申請事由は記載のとおりであります。去る12月13日午前10時10分頃より、代理人行政書士より委任されました太陽光業者立ち会いのもと、現地調査を12番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光業者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第151号申請番号10番について、現地調査の報告をいたします。報告第53号整理番号8番及び議案第147号申請番号2番関連になります。現地案内図は21ページになります。申請事由は記載のとおりであります。去る12月13日午前10時30分頃より、代理人行政書士より委任されました太陽光業者立ち会いのもと、現地調査を12番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光業者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結

果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です

議 長 次に、申請番号 1 2 番、1 3 番について、現地調査委員の 3 番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第 1 5 1 号申請番号 1 2 番、1 3 番について、隣接している農地になりますので、一括で報告させていただきます。現地案内図は 2 3 ページになります。去る 1 2 月 1 1 日午前 1 1 時頃より、被設定人立ち会いのもと、7 番委員と現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

1 1 番委員 申請番号 8 番の現地案内図を見ますと、面積は一反四畝くらいですが、複雑に絡み合った形状をしています。どのような太陽光の設置の仕方をしているのでしょうか。

1 8 番委員 現地案内図の空白部分の土地ですが、明治時代に登記されて、それ以降変更がされていないということです。固定資産税を納めている人は分かるのですが、持ち主不明ということですので、その部分は除外したというふうに聞いております。

1 1 番委員 はい、分かりました。

議 長 その他、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 2 0、議案第 1 5 2 号「現況確認証明申請について」を議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 5 2 号についてご説明をいたします。議案書の 5 6 ページになります。

土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号 1 番から 3 番について、全て非農地と判定をいたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告の方をお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、2 番委員から報告をお願いします。

2 番委員 議案第 152 号申請番号 1 番から 3 番について、調査員を代表いたしまして、一括して現地調査報告をいたします。申請事由につきましては議案書記載のとおりであり、現地案内図は 24 ページから 26 ページまでになります。去る 12 月 6 日午後 1 時 30 分から午後 4 時頃まで、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局職員 1 名の計 4 名で 3 件の現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 番でございますが、現地案内図は 24 ページになります。本件調査は代理人行政書士立ち会いのもと実施いたしました。当該地は鹿島区寺内地区内にあり、上真野川の河川敷に隣接しており、周囲には、震災復興応急仮設住宅跡地や民家があります。申請理由にもあります通り、地主である申請者は、既に市外に転出しており、高齢による労力不足のため、数十年間不耕作となっております。現地は刈り取り困難な雑草が生い茂り、雑木も発生しております。6,618 平方メートルという広大な面積の荒廃農地の再生と、当該農地の利用最適化について、代理人行政書士と調査委員で議論いたしましたが、結論として現地の状況から、再生は到底困難な状況でありました。また当該農地が広大のため、数年前より近隣農家の担い手や関係機関にも農地としての利用斡旋を試みましたが、受け手は全く現れませんでした。また、参考意見として、近隣の農業者にも当該農地について聞き取り調査をしたところ、仮に重機等を用いて農地に何とか再生できたとしても、地質がもともと河川敷のため、たくさんの石が混じっており、土壤改良や客土を施す等しないと、作付けも現実的に困難であり、農地としての利用価値がないとのことでした。以上、申請者が不在地主で高齢であること、加えて当該農地利用の最適化の観点から、非農地であると判断いたしました。

次に、申請番号 2 番についてですが、現地案内図は 25 ページになります。本件は同日 14 時 30 分頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。当該地は原町区高倉地区内にありますが、現地までの道のりは機械の進入も不可能なほどの狭小地であり、現地は山林の傾斜地で日当たりも悪く、50 年以上不耕作のため山林化しており、農地としての再生困難であり、継続利用も不可能であるため、非農地と判断いたしました。

最後に、申請番号 3 番についてですが、現地案内図は 26 ページになります。本件は同日 15 時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。当該

地は原町区矢川原地区内にあり、周囲は山林のため日陰地であります。林に隣接しております。周囲は基盤整備事業等がなされた農地と、作付されている農地が隣接しております。しかし、当該農地に限っては周囲の状況とはかなり異なり、極めて狭小地であり、隣接した農地とも段差があり、低段となっており、一団の農地としての利用が困難であると判断いたしました。また申請者も高齢で、当該農地の管理も難しいとの状況であること、そして現況も農地としての継続利用はふ可能であると判断し、非農地と判断いたしました。以上、計３件の現地調査報告とさせていただきます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第２１、議案第１５３号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１５３号についてご説明いたします。議案書５７ページから６２ページとなります。令和５年度に農業経営基盤強化促進法が改正されました。その改正の内容によって、指針を変更するものです。変更の大きなポイントとしては、先ず指針の中に地域計画の文言を追加しております。また、従前の目標の部分、今までの平成３５年３月から令和１２年３月ということで変更してございます。なお、こちらの前段に農業委員、農地の農地利用最適化推進委員会の方に意見という形でお伺いしたところ、遊休農地の解消目標の部分について、令和１２年度の解消４６５ヘクタールと、１，６００ヘクタール以上の減少目標について、旧避難指示区域の営農再開状況を踏まえ、達成できる目標なのかということで、意見をいただいたところでございます。こちら遊休農地の解消の設定の方法については、県の発出文書により、先ず令和３年度の遊休農地の面積を５分の１ずつ減少させるということで、令和８年度の目標値を設定しております。なおかつ、旧避難指示区域の営農再開状況について、基盤整備もこれからということもございしますので、完全にゼロにすることは難しいということで、令和８年度の目標値の半分で４６５ヘクタールと設定したものでございます。その他、最適化の指針については新旧対照表に記載されておりますので、確認よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

2 番委員 過日、この地域計画について団結式が開催されましたが、隣の相馬市では大字単位で地域計画の推進のための説明会、地域の話し合いの場を設けるような形になっているようですが、南相馬市ではそういった計画はされているのでしょうか。

事務局 地域計画については、南相馬市全域で作成します。現在の予定ですが、小高区、鹿島区、原町区の各区をそれぞれ東西で分け、計 6 地区に分けまして、地域計画を策定します。その 6 地区ごとに、集落の話し合い等を進めて、来年までに作成することになっております。各区の説明等については、今年度実施予定となっております。また、地域計画の作成にあたって、現況地図の案を農業委員会の方で作成することになっております。今年度の夏に実施いただいた農地利用状況調査の結果を地図に落として、現在耕作している所、遊休農地化しているところなどを確認いただきながら、皆様で話し合いを進めていただくという計画となっております。

2 番委員 その地域計画を策定する上で、農業委員、関係機関、JA 等の各農業関係団体が出席された上で、10 年後までの作付け計画を明確に作成するということなのですが、新規参入者が 3 名とか 1 名というのは非常に目標的に少ないのではないかと思います。みらい農業学校の件もそうですが、1 年で大体 3 人ぐらい地元の担い手を増やしていく目標のもとに設立されるということなので、もう少しこの数字は見直したほうがよろしいのではないかと思いますのですが、いかがですか。

事務局 新規参入の目標についてですが、先ほど、みらい農業学校の案件で説明のあった通りだと思います。今現在、新規で個人 1 名の参入というのは、なかなか難しい状況です。外部の人が参入するのも難しいような状況でございます。ただ、その地区の中に担い手がいないという場合は、その地区で新たに担い手を立ち上げるか、また地域の外部の方から参入するか、どうしてもいない場合は市外から参入するかということですが、外部からの参入というのも 20 町歩、30 町歩のある程度一団化した農地を求めることが多く、なかなか実現が難しいです。大きな目標を立てづらいということもありましたので、1 団体ということで提出させていただきたいところであります。こちらについては、今後の地域計画の話し合いの中でうまくマッチングできれば、1 団体以上ということも当然あり得ることと思っております。

2 番委員 担い手とのマッチングに関してですが、荒廃農地、遊休農地、高齢のため管理できなくなった、周りの担い手を探したけれども誰もやってくれる人がいない、そういうことで荒廃農地を非農地化して別な事にどんどん使っていくやり方が、

最近増えているような気がします。斡旋機能について、農業委員、農地利用最適化推進委員が中心となって行っていくということですが、ＪＡや農地中間管理機構にも斡旋機能を持たせてもらい、農地のデータだけを持っているのではなく、できれば担い手も探してほしいというのが、個人的な意見です。

18番委員　今回と直接結びつくかどうか分かりませんが、先日、小高区の住民が1人もいない井田川地区で、これから農業やろうかなという市外の女性の方がおり、野菜作りの関係で交流する機会があったのですが、井田川の区長から全面的に協力するとの言葉を得てですね、そこに家を求めたということです。非常にすごいなと思ったところです。2番委員の言うように、そういう人たちを地域なり、行政なり、それから農協や小高で活動しているグループ等が上手くサポート、交流させられるような仕組みがありますと、今度はその人が核となり、自分の出身地の人やネットで繋がっている人たちを呼び込むことにも繋がるものと思います。是非、そういうサポートをした方がいいのかなと思いました。

議　長　　その他、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　以上で、本日予定いたしました報告4件及び議案15件、合わせて19件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の12月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

（閉会　午後3時55分）

南相馬市農業委員会会議規則第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 1 月 15 日

議事録署名人（10 番・モリ アキオ）

議事録署名人（11 番・スエ ヨシハル）

議事録署名人（12 番・イマムラ ヒデミ）
